参考資料

• • P 2
• • P 3
• • P 4
• • P 6
• • P 7
• • P 9
• • P10
· · P11
• • P12
• • P13
• • P14
• • P15
• • P17
• • P18
• • P19
P20
• • P21
• • P 22

国土交通省 基礎ぐい工事問題に関する対策委員会 中間とりまとめ報告書(平成27年12月25日) 概要

員 の 的 経

緯

論

点

1. 本委員会の設置の目的

基礎ぐい工事問題の実態や要因等 について専門的見地から検討した 上で、再発防止策の提言を行う

2. 本委員会の構成

委員長 深尾精一(首都大学東京名誉教授) 他8名の学識経験者によって構成

3. 審議の経緯

〇 本委員会は平成27年10月27日に設置 を決定。11月4日に第1回が開催され た後、これまでに計6回開催され、12 月25日に本報告書を中間とりまとめ

【横浜市のマンション事案の概要】

(1)施工体制(元請・1次下請・2次下請)

- 元請は下請に対する是正指導等を行っていなかった。また、施工に関する責任 を巡って施工全体に係る一義的な責任を果たしているとは言い難い
- 1次下請は主な工事を再下請し、自ら総合的に企画・調整等を行っていなかった
- 1次下請も2次下請も主任技術者(専任を要する)が他の現場と兼任していた
- 2次下請のくい工事管理者は他の会社の社員であった

(2)基礎ぐい工事の施工

- 元請と施工会社との間でくいの支持層到達を巡る認識に齟齬がみられる
- 元請・下請ともに電流計データ等の報告等のルールが定められていなかった
- 電流計データ等が取得できない場合の対応も定められていなかった

(3)マンションの安全性の確認

○ 横浜市(特定行政庁)が事業主等に指示し安全性を検証中であり、震度6強から 7に達する程度の地震で倒壊等しないことは確認

【電流計データ等の流用】

- ① 旭化成建材に対する調査
- 過去に施工した3,052件中、360件のデータ流用が判明
- ② 旭化成建材以外に対する調査
- 8社56件で流用判明 ⇒ 業界で広くデータ流用が行われていた
- ③ データ流用に係る主な原因
 - 主な要因はデータ取得ができなかったことによるものが多く、その 理由は機械の不具合、不注意によるミス、管理・保管ミス等による

【安全性確認の状況】

- 電流計データ等の流用があった建築物のうち調査結果が明らか となったものをみると、横浜市のマンション以外で安全上の問題が 生じているものはなかった
- ⇒ データ流用と建築物の安全上の問題との関連性は低い

横浜市のマンション事案とデータ流用の実態を踏まえた問題の総括

安全•安心 つ と信頼 の

国民の信頼回復 のため、再発防 止に全力で取組

業界の風潮 個人の意識

データ流用を 許容しない 風潮等の醸成

責任体制 設計と施工

礎

事

問

発注者·設計者· 地盤条件等の 元請・下請等の 共有と現場に 各々の責任を 即したルール 果たす体制 による施工

ハードウェア

機械等の高度化や IT技術の活用

- ○5つの論点に関する基本的な考え方を踏まえ、「事案から直接判明した課題」と「事案の背景 にあると考えられる課題」を整理
- ○「直接判明した課題」に対しては、主に基礎ぐい工事に関する適正な施工等のための体制構築、 「背景にあると考えられる課題」に対しては、主に建設業の構造的な課題に関する対策を実施

Ⅳ 再発防止策 一本委員会による提言一

1. 基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工及び施工管理のための体制構築

現場に即した明確なルールのもと適正な施工を確保

[設計] 地盤の特性に応じた設計方法等に関する周知徹底

- 地盤情報が不十分な場合の追加の地盤調査の実施
- 複雑な地盤の場合の設計方法や留意事項等を十分に認識して設計
- 地盤情報や施工上の留意事項の施工者との情報共有

[施工] 施工ルールの策定と現場での導入等

- 国土交通省は一般的に遵守すべき施工ルールを作成し提示
- 建設業団体はこれに準拠し速やかに自主ルールを策定
- 国土交通省は一般的ルールの遵守について必要な指導

【一般的に遵守すべき施工ルールとして提示する内容例】

項目	具体的内容	
施工体制	・元請は下請の主任技術者の配置状況等施工体制を確認 ・施工前に地盤条件等を下請と共有 等	
支持層到達 の判断	・元請の監理技術者が到達に責任を負う ・下請の主任技術者が技術的に判断、元請はその判断が正しいか確認 ・元請の監理技術者は本ぐいのうち立ち会って確認するくいを事前に決定 等	
施工記録	・施工データが支持層到達を確認する記録として妥当かを元請が確認 ・データが取得できない時の補完方法をあらかじめ決定 ・ICTの活用による施工管理の合理化の推進 等	

[工事監理] ○ 適切な施工管理を補完するための工事監理ガイドラインの策定

○ 建築基準法に基づく中間検査における工事監理状況の確認

速やかに実行し、適正な施工のための体制を構築

2. 建設業の構造的な課題に関する対策

構造的な課題に国土交通省と建設業界が正面から取り組む

元請・下請の責任・役割の明確化と重層構造の改善

- 元請の統括的な管理責任のあり方
- 元請監理技術者と下請主任技術者の各々の施工管理上の役割の明確化
- 下請の主任技術者の適正配置のあり方
- 実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除

技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上

- 技術者制度のあり方
- 技能労働者の就労構造のあり方
- 技能労働者の経験が蓄積されるシステムの導入
- 就労環境の改善(適切な賃金水準の確保、教育訓練の充実・強化等)

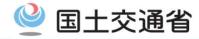
民間工事における役割・責任の明確化と連携強化

- 発注者・設計者・元請・下請等の請負契約等の適正化 (設計変更などの協議のルールの明確化等)
- 施工責任を専門的見地から審査・検証・調停する中立的な組織・機能の検討
- 施丁に関する情報の積極的な公開

○実行可能な施策から順次実施

○検討が必要な施策は速やかに議論の場を設け、建設業の将来像を見据えて対策 2

技術者の適正な配置のあり方



〇現状、監理技術者等は重要な工事(公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が一定金額以上)において専任配置が必要

<現状の専任要件>

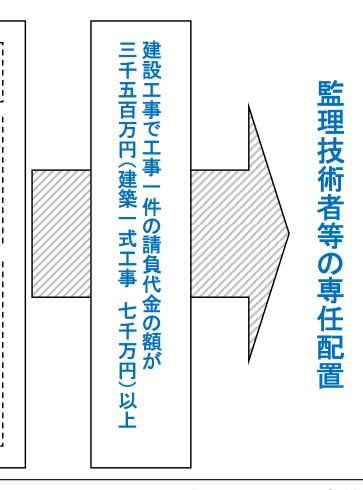
公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事 (政令第27条第1項第2号)

- 鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等(政令第 15条第1号)
- ・発送電施設、ガス事業用施設(政令第15条第3号)

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事 (政令第27条第1項第3号)

・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔



- 〇請負金額が一定金額以上であっても、難易度の低い工事、材料費が大半を占め現場作業の少ない工事等に おいては、監理技術者等の専任は不要ではないかとの意見
- ⇒専任配置の趣旨を踏まえ、監理技術者等を専任させるべき工事の考え方を整理の上、客観的かつ明確に 判断できる専任要件の設定について、請負金額以外の要素を加味すること等も含めて、検討が必要

監理技術者等の職務(役割)の明確化



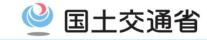
○ 監理技術者等の職務(役割)を、元請の監理技術者等と下請の主任技術者の2種類に大別。

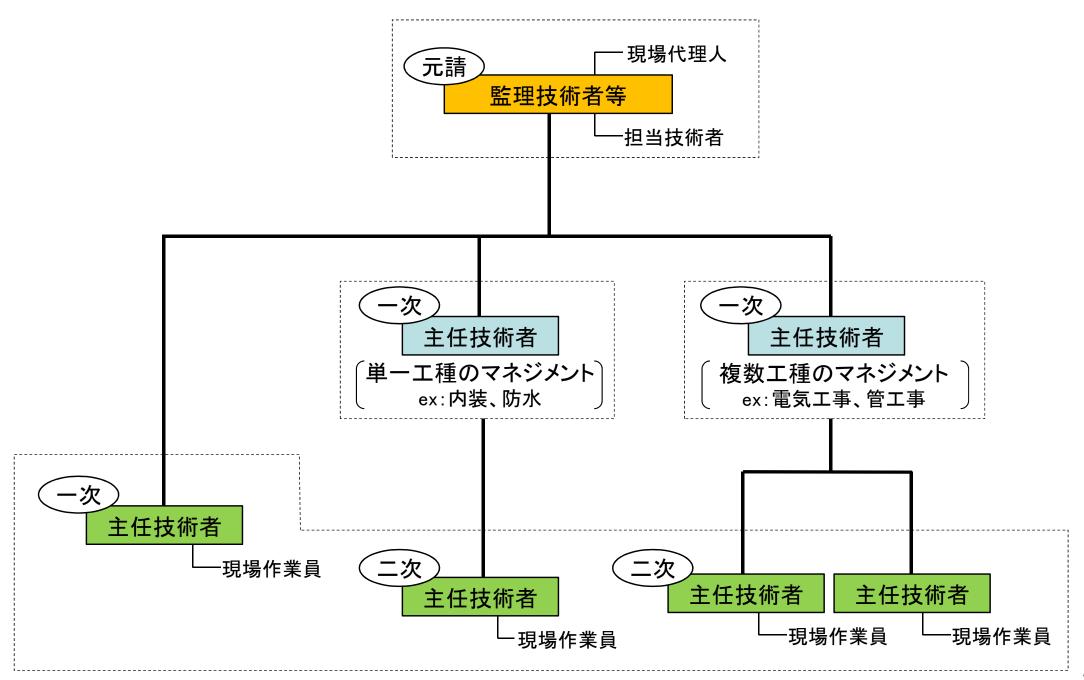
なお、複数工種のマネジメントを行う下請の主任技術者の中に、元請の監理技術者に近い役割を担う者がいることを考慮する必要がある。このような下請の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の監理技術者等の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等(施工計画書等)を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の監理技術者等の役割を担う(「請負部分全体」は「請負部分」と読み替える)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者
役割	○下請を含む請負部分 <u>全体の統括的施工管理</u>	○請負部分の施工管理
施工計画の作成	○下請を含む請負部分全体の施工計画書(または施工要領書)の作成○下請の作成した施工要領書の確認○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、受注した請負部 分に関する施工要領書の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
工程管理	○下請を含む請負部分 <u>全体の工程管理</u> ○下請間の工程調整 ○朝礼、工程会議等の開催※、参加、巡回	○請負部分の工程管理○朝礼、工程会議等への参加
品質管理	○ <u>下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認、事後確</u> 認等の実地の確認による請負部分全体の確認	○ <u>原則として、立ち会い確認</u> ○元請(上位下請)への報告
技術的指導 〇下	○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む請負部分全体に対する技術指導 ○下請を含む請負部分全体において技術者が適切に役割を 果たしているか確認※	○現場作業員の配置等、法令遵守の確認○受注した請負部分における作業員への技術指導
その他	○下請からの協議事項への対応(判断等)○請負部分全体のコスト管理○発注者等との協議・調整※○近隣住民等への説明等※ 等	○元請(上位下請)への協議○元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整○請負部分のコスト管理 等

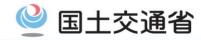
※:元請のみの役割

(参考)施工体制のイメージ

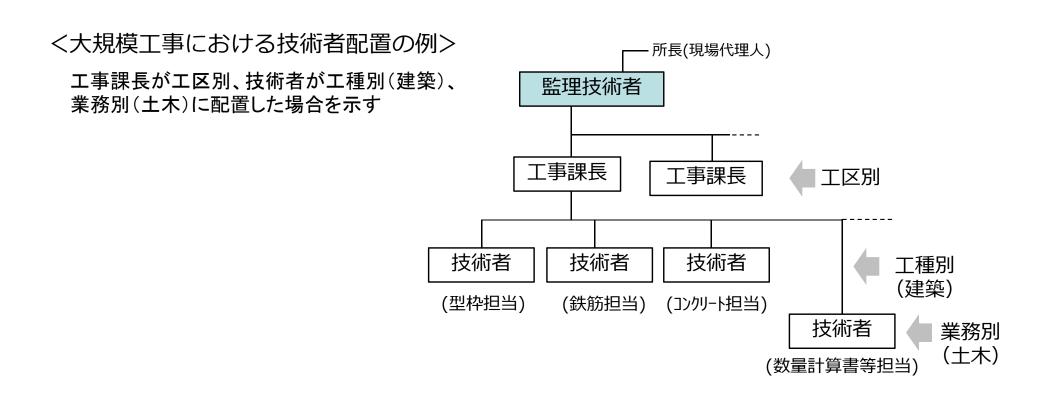




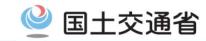
大規模工事における技術者の複数配置の推奨



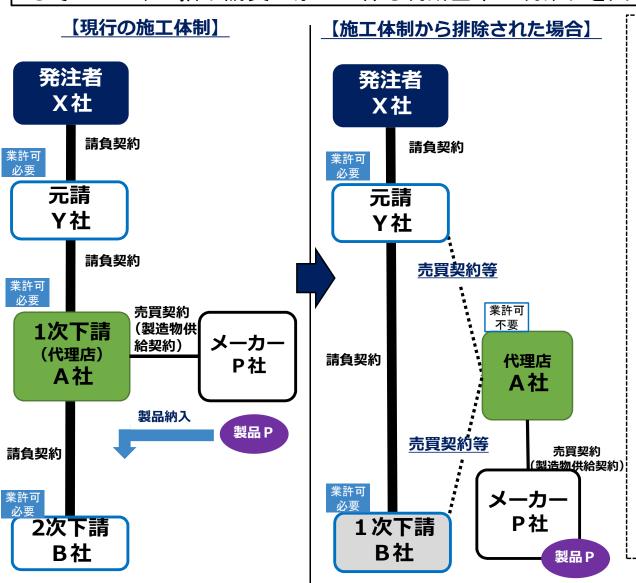
- 〇建設業法上、元請建設企業には監理技術者等の配置が求められているが、大規模工事においては、1名の 監理技術者等の下に、複数の担当技術者が工区や工種等に応じて配置され、監理技術者等の補佐的な役割 を担うことが通例。一方、その位置づけは明確にされていない
- ⇒大規模工事について、適正な施工を確保する観点から、元請建設企業の監理技術者等を、全体を総括する 立場の技術者として1名配置し、同じ元請建設企業に所属する技術者の中から、監理技術者等の補佐的な 役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要
- ⇒監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の評価等、活用方法等について検討する必要



実質的に施工しない企業の施工体制からの排除①



- 〇実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避を図るため、一括下請負の 禁止についての法令遵守の指導を徹底する必要
- 〇その上で、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要



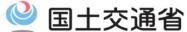
施工体制の現状と現行の判断基準の問題点

- 〇工場製品や資材等の販売を行う商社や代理店等 において、工事の施工管理を行わない企業が存在
- ○資機材の調達や与信等の機能を果たしているが、 工事の施工には実質的に携わらない場合もある
- ⇒・施工に関する役割・責任の不明確化
 - ・円滑な連絡・情報共有への支障
 - •工事の品質低下

等を招くおそれ

- 〇現行、下請工事の施工に実質的に関与*している と認められる場合には、一括下請負に該当しない
- 〇実質的に関与していることの判断基準について、元 請と下請の区別が特段なされていない
- ⇒個別事案について一括下請負に当たるか否かの 判断が容易に行えない場合がある
- ⇒実質的に施工しない企業の排除が図られにくい

※総合的な企画・調整・指導とは、施工計画の総合的な企画、工程管理、安全管理、



(元請、下請が施工上果たすべき役割・具体的な判断項目の例)

〇一括下請負に該当しないとされる「実質的関与」について、元請・下請に区別した上で、判断基準を明記すべき

元請が果たすべき役割

(総合的な企画・調整・指導を行うこと)

施工計画の 作成	〇施工計画書の作成 等	
工程管理	〇工事全体の統括的な工程管理 等	
品質管理	〇下請の技術的判断の妥当性確認、判断 等	
技術的指導	〇下請を含む工事全体に対する技術指導 等	
その他	〇発注者等との協議・調整 等	

下請が果たすべき役割

(担当工事に係る技術的な管理・調整を自ら主体的に行うこと)

施工計画の 作成	〇施工要領書の作成 等 図 〇受注した工事範囲内の工程管理 等	
工程管理		
品質管理		
技術的指導	〇受注した工事に対する技術的指導 等	
その他	〇上位下請(元請)との協議・調整 〇担当工事の施工確保のための下請調整 等	

単一工種で単一の下請建設企業に対して請負契約を締結する場合

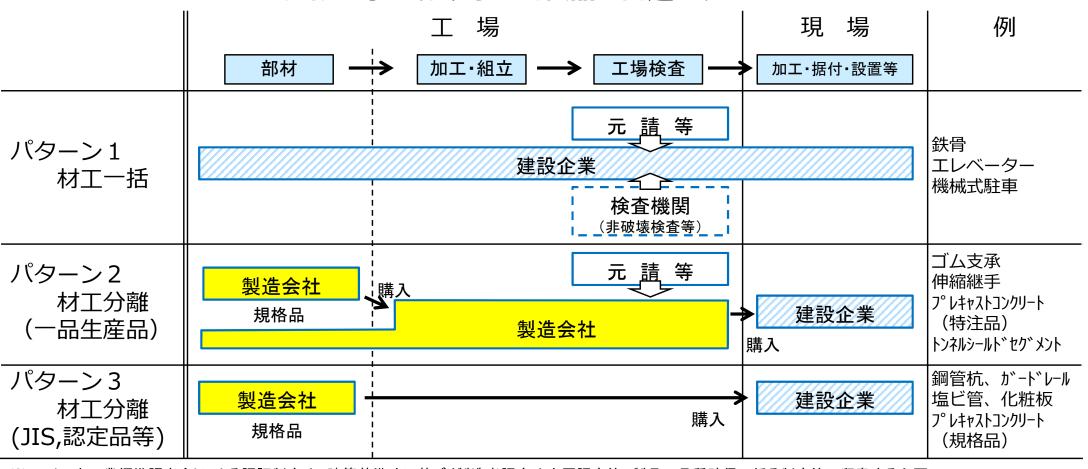
一括下請負に抵触するおそれが高いことから、何を行えば「実質的関与」を 行っていることになるのかが明確に判別できるような基準を策定すべき

工場製品に関する品質管理のあり方

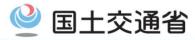


- 〇建設生産物の高度化・多様化や工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設生産における工場製品の割合が増加し、現場施工の割合が縮小し、工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響を与えている
- ○建設企業以外の工場で加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されない 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合に、当該工場製品の製造企業に対して、建設業行政として何 らの指導監督やペナルティを課すこともできない現状
- ⇒工場製品の品質確保を図るために、工場製品を製造する企業に対して、一定の制度的関与を設けることについて検 討を進める必要

建設工事における工場製品の調達パターン

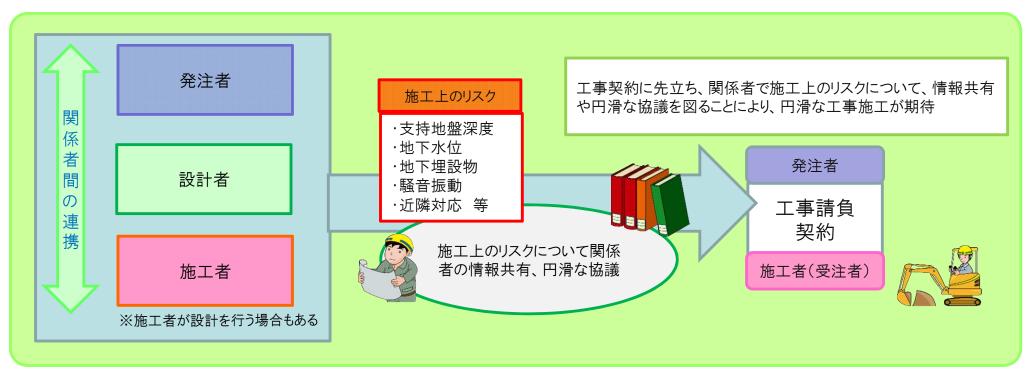


民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化

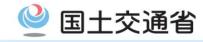


民間工事指針の趣旨

- 建設工事は、発注者、設計者及び施工者が、契約等に基づき、それぞれ決められた役割を果たし、長期間にわたり連携協力して目的の建築物等を完成させる事業。工事の性質上、地中の状況や近隣対応など、当初は想定されなかった事象や調整事項が発生し、工期や費用への影響が生じる可能性が存在する。
- こうした施工上のリスクについて、事前協議等を行うことなく工事を開始し、実際にリスクが発現した場合、工期や金額等について関係者間の調整が整わないと、円滑な工事の施工に支障が生じるおそれがある。関係者間で、施工上どのようなリスクがあるかについて、予め情報を共有し、不明な点や各々のリスク負担等について明確化しておくことが、施工に伴うトラブルを防ぎ、円滑な工事施工を図る上で有効な方策となる。
- こうした関係事業者による取り組みを促すため、情報の共有や協議が求められる標準的な項目や枠組みについて整理した基本的枠組みを指針としてとりまとめることで、円滑な事業の遂行とともに、関係者の協議プロセスについての枠組みが整備(見える化)されることにより、消費者が安心して住宅購入等を行うことが期待される。



マンション引渡し段階におけるエンドユーザーへの情報提供



現状・課題

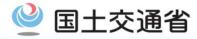
- 〇長期にわたって存続・使用されるマンションについては、将来の老朽化による修繕等を計画的に実施し、適正な管理が必要施工に関する情報が所有者や管理組合に対して適切に提供されることが必要
- 〇現行のマンション管理適正化法で、宅建業者がマンションを分譲した際、管理組合に対して11種類の図書の交付が義務付
- ⇒一方、個々の図書の具体的内容や情報密度等が必ずしも明確でないことが指摘

(地盤情報はこの11種類の図書に含まれているが、それが必ずしも明確となっていない)

対応の方向性

- ⇒マンション管理適正化法に規定される11種類の図書について、内容や情報密度を明確化し、周知徹底 (地盤情報は構造詳細図に含まれることを明確化すべき)
 - 〇マンション管理適正化法に基づく情報提供(建物等に関する11種類の図書)
 - ①付近見取図 ②配置図 ③仕様書(仕上げ表を含む。) ④各階平面図
 - ⑤二面以上の立面図 ⑥断面図又は矩計図 ⑦基礎伏図 ⑧各階床伏図
 - ⑨小屋伏図 ⑩構造詳細図 ⑪構造計算書

建設企業による施工に関する情報の保存



現状・課題

- 〇現行の建設業法では、請負契約の内容を整理・保存し、適切な進行管理を行うため、請負契約に係る書類の保存を義務付け
- 〇他方、施工の具体的な内容や適正性に関する書類の保存は義務付けられていない
- 〇施工に関する情報が保存されていない場合、将来の維持修繕工事の実施に当たって適切かつ円滑な施工が困難となるおそれ
- 〇災害時に応急的対処や復旧を速やかに行う上で、新設時の施工に関する情報が円滑に参照できることが有益

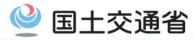
対応の方向性

- ○重要工程において作成された施工内容に関する情報について、元請建設企業等により保存されるよう取組を促す方策の検討
- ※特に、建設工事に際して膨大な分量の書類が作成される実態に鑑み、どのような工程に関する書類がどの程度の期間保存されるべきかの十分な検討が必要

保存義務の対象	現行の建設業法にお
の	法

	①帳簿・添付書類	②図書
元請	○帳簿記載事項・営業所に関する事項・注文者や下請との請負契約に関する事項等○添付書類・契約書又はその写し・施工体制台帳 【保存期間 5年】	○建設工事の完成図 ○建設工事の内容に関する注文者との打合せ記録 ○施工体系図 【保存期間 10年】
下請	○帳簿記載事項・営業所に関する事項・元請や下請との請負契約に関する事項等○添付書類・契約書又はその写し 【保存期間 5年】	

施工責任に関する紛争調整等の円滑化



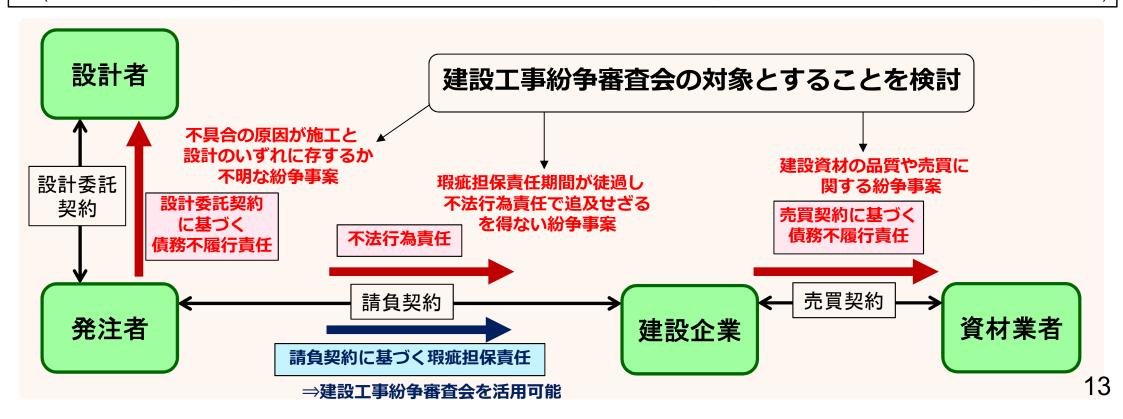
現状・課題

- 〇現在、建設工事紛争審査会が対象としている紛争は「建設工事の請負契約に関する紛争」に限定
- ⇒瑕疵担保責任期間の徒過により契約上の責任ではなく不法行為責任で追及せざるを得ない事案等で対応が困難

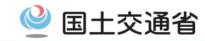
対応の方向性

- 〇施工品質をめぐる様々な紛争の解決を図る観点から、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外の紛争も建設工事紛 争審査会の対象とすることについて検討
- 〇紛争処理の対象の拡大の検討に併せて、瑕疵の状況や原因等の事実関係についてのみ認定を行う手続の創設について、必要性や可否を含め検討

(不法行為事案を対象とする場合、不法行為の要件である故意・過失の厳密な認定等を建設工事紛争審査会が行うことは多大な時間や労力を要する場合もある)



技術検定試験の見直し



現状・課題

○近年、若年層の入職者が大幅に減少し、離職率も 高いことから、担い手確保の必要性が高まっている 中で、技術検定の受検者数も減少し、合格者の高 齢化が進行

受検機会の拡大に対するこれまでの取組

- ○2級学科試験の早期受験
- ○2級学科試験の会場拡大
- ○実務経験年数の基準日の見直し

対応の方向性

- 〇若年層の受験者が多い2級学科試験の受験機会の年2回化について検討
- ○1級の学科試験についても、2級試験と同様に早期受験化について検討

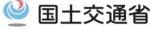
高校

〇受験意欲の醸成を図る観点から、学科合格者に対する称号(例えば〇〇技士補)の付与についても検討 ※導入の範囲、時期を含めた具体的内容については、引き続き検討

※政令改正により平成28年度試験から実施 (参考) 2級学科試験の早期受験化 15才 18 24 26 16 17 19 20 21 22 23 25 1年前倒し 実務経験 2級実地 2級学科 高校卒 (1) **(2**) (3) (指定学科) → 主任技術者 高校 7年前倒し 実務経験 2級学科 2級実地 高校卒 (1) (2) (3) **(4**) 4.5 普通高校等 → 主任技術者 指定学科以外 14

〔建設技能労働者の担い手確保・育成施策〕

人材投資成長産業」 ~人への投資を柱に成長し、変化に対応し、選ばれる企業へ~



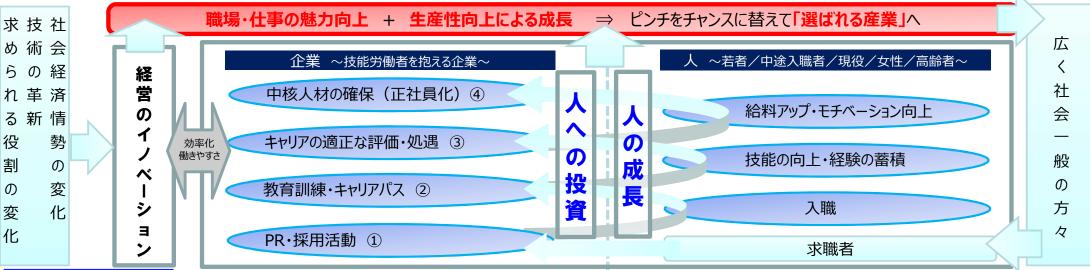
現状~立ちはだかる課題・役割

- [外的環境]・・・生産年齢人口減少/産業間の人材確保競争の激化/安定した雇用を求める労働者のニーズ
- [建設業の役割・ニーズの変化]・・・インフラメンテナンス/住宅・建築物リフォーム市場活性化/災害対応等
- [業界の特徴]・・・繁閑の波/不安定な雇用形態

建設産業の目指す方向性

)更なる雇用環境の整備により将来を担う優れた「人材」を 確保、並びに「経営のイノベーション」の実現により生産性 の向上を図ることで人口減少社会を克服、成長を果たす

建設産業の目指す理想の形 ~「人と企業の成長サイクル」



課題認識・理想の形を目指す背景

- ・ 他産業との人材獲得競争が激化する中、これまで、社会保険未加入対策など各種の担い手施策を推進し処遇改善に取り組み。足許では社会保険加入率が改善するなど**着実に成果は現れてきている**
- ・・一方、安定した雇用を求める労働者のニーズ、若年層の離職率の高さ、PR活動への投資の弱さ、不明確なキャリアパスなど、**対応・解決すべき課題は依然残っている**
- ・ 他産業との人材獲得競争がより厳しさを増す中、**優秀な人材に建設業を選択してもらう**ためには、安定した雇用、月給制、安全な職場などあらゆる観点で**他産業よりも魅力的な仕事の場を提供していく必要**
- ・ そのためには、担い手の育成・定着と処遇の改善を更に進める必要があり、積極的な「人への投資」と「経営のイノベーション」による生産性向上に取り組むことで理想の形の実現を目指す必要
- ・ 実現を阻む課題の中には、建設産業特有の構造に起因する課題もあるが、社会経済情勢の変化や技術の革新を好機と捉え、理想の形の実現に向けて構造的課題の解決を図っていくことが求められている

目指す理想の方向性と狙い

- PR・採用、育成など「人への投資」を進め、働く人々も技やモチベーションを高め、人と企業が相互に信頼・向上する関係を構築、中核となる人材を安定的に確保(正社員化)
- 社会経済情勢の変化や技術の革新等を的確にとらえ、経営のイノベーションなどの側面からも生産性向上に向けて取り組み
- 人と企業が成長する好循環を生み出し、広く社会から**働きやすい職場・成長を追求する産業と認知**されることで、「**選ばれる産業」へ**と発展

好循環を阻む要因・	軍題
-----------	----

項目~人への投資	主な阻害要因・課題	
①PR·採用活動	縁故中心の採用、イメージアップ、採用活動への投資が不十分	
②教育訓練・キャリアパス	時代に応えた教育訓練の質量の不足、中長期的なキャリアパスの見通しが立たない	
③キャリアの適正な評価	人事評価体系、優秀な社員に対する処遇反映が不十分 (日給月給、社保未加入)	
④中核人材の安定的な確保(正社員化)	繁閑・仕事の波が大きい、外注への過度な依存	

初十环用 1127年68初十环用数6477人(<u>主性</u> 来7177人0076)				
中途採用	H26年度の中途採用者数は18.8万人(全産業426万人の4%)			
離職防止	新卒採用者のうち39%が3年目までに離職(全産業の3年目までの離職率平均は36%) ~特に高校新卒者は50%が3年目までに離職(全産業の3年目までの離職率平均は40%)			
女性	H27年の女性労働者は75万人・女性比率15%(全産業43%)~うち技能労働者9万人[H26] ~H9年(過去ピーク)は112万人(ウチ技能労働者数26万人)〔 <mark>目標:女性技能者18万人</mark> 〕			
高齢者	H27年の55歳以上の技能労働者数は112万人・就業人口比34%(全産業1,840万人・同29%) 1年間(H26⇒H27年)で5万人減少			

建設業従事者数500万人(うち技能労働者数331万人)の内訳[H27]

A:成長の好循環を阻む要因・課題の解決に向けた施策の強化

「人材投資成長産業」の実現に向けた施策の強化



A 「人への投資」を促進し好循環を生み出す「6つの重点施策」

○ 社会保険加入率の改善など施策の成果は現れてきているが、若年層の離職率の高さや不明確な

現在の状況

○ <mark>成長の基盤となる新システムを構築</mark>するとともに、人材の育成やキャリアアップ・キャリアパス、適正な処遇、<mark>中核人材の確保(正社員化)を促す施策を強化</mark>する

目指す将来像 ~人と企業が共に成長する好循環サイクルの実現

○ 企業はPR・採用~雇用~育成~評価と切れ目なく投資を行い、担い手は技能とモチベーションを向上していく。ま

キャリアパス等の解消すべき課題は多い。また、繁閑の波と不安定な雇用形態などの構造的な課題も た、社会のニーズや技術の変化をとらえてイノベーションを進めて、時代にあった経営を追求していく。人と企業がともに成 残り、人材を惹き付ける産業とは言いがたい。 長する好循環の実現によって、人材が希望と信頼をもって建設産業を選ぶ未来へ。 処遇の 〔現行〕 5.イメージ 改善 ○ 賃金アップ、設計労務単価への適切な反映 アップ戦 ○ 戦略的広報の取組として、学校キャラバンの実施や広報イベントの開催、ホームページの設置・情報の 発信により、広く一般の方々に向けて建設産業の魅力をPR 〔強化(案)〕 略•先锐 ○ 目指す姿に向け、賃金アップ、休日確保など不断の働きかけ 的プロ 〔強化(案)〕 .キャリア 〔現行〕 ① 学校キャラバンなど戦略的広報の取組を業界全体へ水平展開 モーション パスの見 〇 登録基幹技能者が評価される制度の普及促進 ② 建設業全体のイメージアップ戦略に資する施策やメディア等を通じた先鋭的なプロモーションを実施 キャリア教育(教育課程への組み込み)/地域活性化・他産業連携(職人育成塾を通じた人づくり・地域づくり える化 [[強化(案)] など)/新商品開発(作業車・用具など)/女性活躍/企業評価システム等の検討と実践 建設キャリアアップシステムの構築 .生産性 [現行] ・29年4月から登録開始、29年8月から本運用開始を目指す 生産性向上に資する取り組みを重点支援(コンサルティング支援、経費助成)、好事例の水平展開 ・大規模な工事等を先行して段階的に対象を拡大、運用開始後1年で100万人の登録、運用開始後5年を目途に 向上 全ての技能者の登録を目指す 〔強化(案)〕 ② 技能労働者・技術者・経営者間のシームレスなキャリアパスモデルの構築 ① 生産性向上のための複合工(多能工)―"マルチクラフター(multi-crafter)"(仮称) 3.社会保〔現行〕 ・複合工(多能工)の育成や活用事例の水平展開等 険 未 ○ 平成29年度以降、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況 ・ 複合工(多能工)コースを設置する訓練校等に対する支援の充実 加入対 ② 繁閑調整 という目標に向け体制整備し推進 ・ 繁閑推計ツール及び同ツールを用いた繁閑調整手法の業界への普及、水平展開 〔強化(案)〕 ・ 就労構造の改善(繋閑調整のための更なる環境整備を推進) 元請の下請けに対する指導強化等の対策を強化するとともに、目標年次である平成29年度以降にお ③ イノベーションの促進に向けた取り組みの支援 いても更なる取組を徹底 ・生産性向上に向けたベストプラクティスの収集、他産業の事例も参考に建設業版の生産管理モデルを構築、 .教育訓〔現行〕 収集したベストプラクティスや生産管理モデルを、各種セミナーや無料のオンライン講座等により水平展開 練の充 ○ 地域連携ネットワークによる教育訓練体系の構築支援 ④ 情報化施工、BIM、CIM、SNSの活用などのICT技術の活用について普及拡大方策を検討 ① 富士教育訓練センターの更なる建替えによるCOC(center of center)拠点強化と訓練プログラムの質の充実 ② 地域や業界団体で支える職人育成塾などへの支援強化

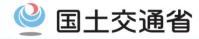
B 担い手5分類のターゲットに即応したきめ細かな施策の展開

\bigcirc	現在も担い手確保・育成に関する施策を推進しているが、	更に施策の効果・実効性を高めるため対象・課題(施策ターゲット)を明確化	L
\bigcirc	技能学働者の担い手を「 若老(新杰)」「由冷坂田 」	「租役(鄭曄院士・定差保准) 「女性」「草絵老」の5つに分類	

5つの分類ごとに、**現行の施策等で不十分な点の課題等を抽出**し、施策ターゲットに即応したきめ細かな施策を検討

項目	施策(案)		
①若者 ②中途採用	1. 地域・個社の広報活動強化 – 採用ルートの拡充・既存ルートの強化 ○ 学校キャラバンの水平展開 – 教育機関とのコネクション形成に効果のある学校キャラバン等の出前講座イベントを各地域で展開し、建設企業・団体と工業高校等のルートを強化・構築 ○ 縁故中心になっている採用ルートを多様化するため、中小建設企業の効果的な広報・リクルート活動について研究・展開(例:企業紹介 H P フォーマットの展開、効果的な求人票作成や採用活動の指導) 2.イメージアップ戦略(再掲)	④女性 活躍	5.多様な働き方の実現に向けた環境整備 ○ ハード、ソフトの環境整備やイメージアップ戦略など、複眼的な対策を推進 ○ 建設企業の経営者層への女性登用のノウハウ提供、女性リーダー育成、女性活躍を応援する他業種横断プラットフォームの整備など 6.先鋭的プロモーション(再掲) ○ 建設業における女性活躍についての情報発信・プロモーションを通じた女性活躍の推進
③離職防止 定着促進	 3.教育訓練(再掲) □ 「地方への人材還流の推進」に資する地域開放型の職人育成塾等の設立支援 4.コミュニケーション&交流活性化 回社のコミュニケーション活性化の成功事例の収集・水平展開 団体のイベント活性化 - 異なる企業の職員同士の交流機会創出 SNSの活用 - 若手技能者が自由・気軽に意見交換できるfacebookなどを各地域で展開 	⑤高齢者	7.指導者としてのポジション付け等 ○ 職人の教育・訓練を行う「指導教員」の育成を推進するため、訓練校における講師養成プログラムを実施など ○ シームレスなキャリアパスの構築による高齢者の活躍の場の充実など

建設キャリアアップシステムの構築



- 技能労働者の処遇の改善に繋がるよう建設キャリアアップシステムの構築に向け、官民で検討
- システムの構築により、①技能労働者の技能や経験の適切な評価に基づく処遇改善、②技能や経験に 応じた効率的な人材配置等を実現
- 平成29年4月から登録申請を開始し、平成29年8月からの本運用開始を目指す

建設キャリアアップシステム

登録

- •本人情報
- •社会保険
- 資格 等



建設 太郎 000000111

技能者

カードの発行

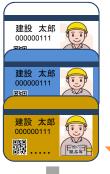




- *資格取得
- •研修受講



キャリアパス



技能者の情報を確認

技能者の情報をアピール

技能を

証明



元請企業



現場管理の効率化

専門工事業者



- 受注機会の拡大
- 施工力と工事の品質の 向上

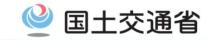
技能者



- 処遇改善
- ・ 技能者の成長

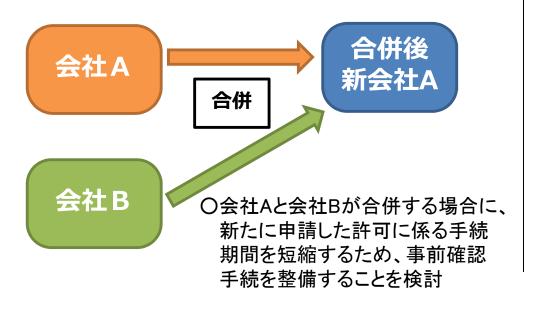
※蓄積されたデータは利用目的に応じて建設業界の関係者が閲覧

中小建設企業の合併や事業譲渡等について(課題と検討の方向性)

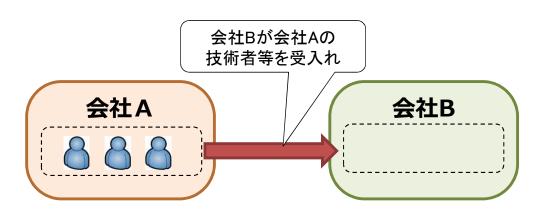


- 〇経営者の高齢化が進み、特に小規模建設企業において後継者問題が経営上の課題として高まるとともに、事業 規模の拡大を図るため、合併や事業譲渡等を検討する企業が存在
- ○建設会社の多様なニーズに応じて、合併・事業譲渡等が円滑に実施できる環境整備を図るとともに、中小企業が有する技術力や人材を地域で有効活用し「地域の担い手」の維持・確保を図ることが必要
- ⇒合併時の建設業許可や経審について、申請に係る事前確認手続きを整備し、手続の迅速化を検討する必要 経審については、財務諸表の作成・合算に伴う負担の軽減等を図るため、書類の簡素化を検討する必要
- ⇒廃業時の技術者の円滑な移行を促すため、経審上の特例措置を講じることを検討する必要
- ⇒地方公共団体における入札制度上の特例について、効果検証もしつつ、今後のあり方を検討する必要

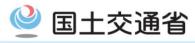
合併時における、許可・経審手続きの迅速化



事業譲渡に伴う技術者の円滑な移行



〇会社Aが廃業する際に会社Bが技術者等を受け入れる場合、 経審上の特例措置を講じることを検討



建設業の現行の許可基準

適正経営

の

保

基準① 『経営業務の管理責任者』

建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、一名以上、 常勤役員等であること

※許可を受けようとする建設業に関し5年以上、それ以外の建設業に関し7年以上の経営業務 の管理責任者としての経験を有していること

[趣旨] 事業者の経営陣に一定の人的要件の配置を求めることを通じ、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる特性を有する建設業における適正経営の確保を図る目的

財産的基礎

基準② 『財産的基礎・金銭的信用』

請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有 していること

[趣旨] 建設業は、資材の購入等、工事着工のための準備費用を要するなど、営業に当たって<u>ある程度の資金を確保していることが必要であることに鑑み、最低限度の経済的水準を求めるもの</u>

※基準②は、許可を受けるべき建設業者としての最低限度の経済的水準を定めたもの

技術・

基準③ 『営業所専任技術者』

各営業所に、許可を受けようとする建設業に関する一定の資格・経験を有する技術者を専任で配置することを求めるもの

※「専任」は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要

[**趣旨**] 建設業の<u>営業の中心は各営業所であること</u>から、建設工事についての技術的専門知識を有する技術者の恒常的な技術指導の下で建設業の営業が行われる体制を構築し、建設工事の請負契約の適正な締結、履行を確保する趣旨

基準④ 『誠実性』 他法令違反者等の排除

基準⑤ 『欠格基準』 暴力団等の排除

現状・課題



〇上場企業を中心として大規模会社におけるコーポレート・ガバナンスが変化し、取締役の人数の減少・外部取締役の導入を行う会社も現れる中、取締役の中の1人に対して建設業の経営に係る経験を求める現行の要件によって、経営の安定性を確保することの妥当性について指摘

対応の方向性

- ○建設業の特性を踏まえれば、建設業法において、企業の 安定的な経営を求めていくことは、建設工事の適正な施 工の確保や発注者保護の観点から、今後も必要
- 〇他方、現行の要件によって、経営の安定性を確保することの妥当性について指摘があることも踏まえ、企業全体の経営の安定性に対する建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経営業務管理責任者配置のあり方について検討



現状・課題

- ○建設業法の許可を受けた事業者は、請負契約に関する各種義務や工事現場への技術者配置等が課されるとともに、許可行政庁による監督処分等の対象となるが、軽微な工事のみを請け負う者(建設業法の許可制度の適用除外である事業者)はその対象とならない
- 〇また、軽微な工事のみを請け負う者の実態は把握できていないが、重層下請構造が進み、社会保険加入 の妨げになっているのではないかとの指摘
- 〇そもそも現行の許可制度の基本的枠組みが創設されてまもなく約半世紀が経過するなか、創設当時に、 軽微な工事のみを請け負う者を許可制度の適用除外とした趣旨について再検証すべきとの指摘

対応の方向性

工事1件の請負代金額500万円未満 (建築一式は1,500万円未満等) 工事1件の請負代金額500万円以上 (建築一式は1,500万円以上等)

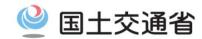
建設業許可が不要

建設業許可が必要

- ○軽微な工事のみを請け負う者に関し、その実態を把握
- 〇その上で、必要に応じ、軽微な工事のみを請け負う者に 対して一定の関与を行うことについて検討

【軽微な工事のみを請け負う者について、建設業法の許可制度の適用除外とした背景】

- 〇建設業法の制定段階(昭和24年)において、軽微な工事のみを請け負う業者や建造物の主体をなさない工事のみを請け負う業者は、建設工事がもつ公共の福祉との関係が希薄であること、修繕工事程度のみを行う小規模事業者に建設業法を適用することは過度な負担となり、かつその数も極めて多数となることを踏まえ、建設業法における許可制度の適用除外とされた。
- 〇その後、「軽微な工事」の額は物価上昇等を踏まえ見直され、現在、請負金額が500万円未満(建築一式工事については1,500万円又は150㎡未満)の工事とされている。



- 〇建設業においては、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請のもと、中間的な施工管理や労務の提供その他の直接施工機能を担う1次下請、 2次下請、さらにそれ以下の次数の下請企業から形成される重層下請構造が存在
- ○重層下請構造は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は 必然的・合理的な側面がある一方、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下等、様々な影響や弊害が指摘

下請の重層化が施工管理や品質面に及ぼす影響

- 重層化により施工体制が複雑化することに伴い、施工管理や安全管理面での 影響が生じるおそれ
- ⇒ 重層化するほど工事の質や安全性が低下するおそれ
 - ・施工に関する役割や責任の所在が不明確になりやすい
 - ・現場の施工に対して元請や上位下請による管理が行き届きにくい
 - ・現場の円滑な連絡調整や情報共有に支障が生じやすい
 - ・下位下請から元請等に対して施工に関する意見や提案が届きにくい

下請の対価の減少や労務費へのしわ寄せ

- ○下請として中間段階に介在する企業数が増えることにより、中間段階でこれらの 企業に利益として受け取られる対価が増加
- ⇒下位下請の施工の対価の減少や、労務費へのしわ寄せのおそれ
- ○下位下請の設計変更や追加工事に関する契約上の処理が不明瞭になるおそれ

施工管理を行わない下請企業の介在

- 〇工場製品や資材等の販売を行う代理店等、取引契約上の介在のみで必要な施工管理を行わない企業が施工体制に組み込まれる
- ⇒不要な重層化が生じ、施工に関する役割の不明確化等の問題

下位の下請段階にみられる労務提供を行う下請の重層化

- 〇建設投資が減少し、受注価格が低迷する中、工事の繁閑に対応する目的から、 専門工事業者が直接施工に必要な技能労働者を雇用から請負へと外部化する 動きが進んでいるとの指摘
- ⇒下位の下請段階において、主に同業種間で労務提供を行うための重層化が進行
 - ・現場施工を担う技能者の技量や就労状況の把握・管理が困難
 - ・技能者の地位の不安定化、不明確な雇用・請負関係を招き、就労環境が悪化 するおそれ

(1) 実質的に施工に携わらない下請企業の排除

実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避を図ることで施工に関する役割や責任の明確化を図るため、自ら施工管理を行わず、建設業法上必要とされる役割を果たしていない企業の施工体制からの排除を徹底する必要

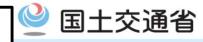
- 〇一括下請負禁止の徹底 (判断基準の明確化と運用の強化)
- ○主任技術者の専任配置等の徹底

(2) 専門工事業者が中核的な技能労働者を雇用しやすい環境整備

下位の下請段階にみられる労務提供を行う下請の重層化を抑制し、技能者の就労環境の 改善や不安定な就労形態の改善を図るため、1次や2次の専門工事業者が中核的な技能 労働者を社員として雇用しやすい環境整備を図ることが必要

- ○公共工事の施工時期の平準化や、繁閑調整のための環境整備
- ○建設キャリアアップシステムの整備
- ・技能労働者の技能・経験を蓄積するシステム整備により、優秀な技能労働者を雇用する企業が客観的に把握され、施工力の評価に資することを通じて工事を受注しやすくなる環境を整備
- ○社会保険未加入対策の徹底
- ・法定福利費の内訳明示等による法定福利費の確保等の促進等

重層下請構造の改善は広範にわたる課題であるため、当面の措置として上記の対策を講じつつ更なる検討を深める必要



〔コーホート法による10年後の技能労働者数の試算〕

- 〇10年後の技能労働者数をコーホート法によって試算
 - ・技能労働者が堅調に推移していた2010~15年度の変化率等が、そのまま10年間続くとして試算した場合の10年後の技能労働者数は、現時点から約44万人減少し約286万人

〔10年後の建設市場規模を踏まえた技能労働者数の試算〕

- 〇「10年後の建設市場規模」を「技能労働者一人あたりの建設市場規模の過去の実績」により割戻した数字によって 試算
 - ・建設市場規模を「中長期の経済財政に関する試算 (H28.1.21内閣府)」の経済成長率をベースとして試算 した場合は約379万人
 - ・建設市場規模を一般財団法人建設経済研究所が行った将来予測値をベースとして試算した場合は約333万人
 - ※建設市場規模について、内閣府の経済成長率(名目GDP成長率1%半ば程度で継続)をベースとする試算の場合は10年間で概ね15%強拡大し、建設経済研究所の将来予測値の場合は将来の人口減少の影響等が考慮され、現在と比較し概ね横ばいで推移
 - ※一人あたりの建設市場規模については、国土交通省の「建設労働需給調査」により、労働需給の均衡がとれている年度の過去の 実績値を用いている

〔技能労働者数の確保の目安に関する試算〕

- 〇過去の実績を参考とした技能労働者の確保の目安に関して試算
 - ・若年層〜中堅層(34歳以下)の入職・定着の水準が過去の高水準時(2000〜05年度)のレベルに達した 場合は約15〜28万人
 - ・中堅層(35歳以上)と高齢層について、直近5カ年(2010~15年度)の高水準の変化率が10年後まで 継続するとした場合は約21万人
- ○生産性向上による効果の目安を試算
 - ・生産性向上の効果について、仮に1割の向上が図られた場合、その効果は約30~34万人に相当